

地域課題解決型高機能グループホーム整備等事業者選定に係る  
公募型プロポーザル募集要領

令和5年（2023年）9月

草加市

地域課題解決型高機能グループホーム整備等事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領

目 次

1	名称	・・・ 3
2	公募概要	・・・ 3
3	参加資格	・・・ 8
4	スケジュール	・・・ 9
5	参加表明書の提出及び書類審査	・・・ 9
6	提案書の提出要請	・・・ 10
7	提案書の提出	・・・ 10
8	提案に関する質問及び回答	・・・ 10
9	プレゼンテーションの実施	・・・ 11
10	整備候補者の選定	・・・ 11
11	協定の締結等	・・・ 12
12	提案書等の無効	・・・ 12
13	その他	・・・ 12
	担当部署	・・・ 12
	別表（選定基準）	
	様式	

【別添】

公函

草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付要綱

## 地域課題解決型高機能グループホーム整備等事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領

### 1 名称

地域課題解決型高機能グループホーム整備等事業者選定

### 2 公募概要

#### (1) 概要

本公募の目的は、草加市における地域課題の解決に向けた地域課題解決型高機能グループホームの整備及び運営を行う事業者の募集になります。

草加市で令和3年度(2021年度)に障がい者を対象に実施した居住の場の支援に関するアンケート調査では、主に重度の知的障がい者を対象とした共同生活援助、施設入所支援、短期入所のサービスの不足が挙げられました。

また、事業所や精神病院への調査・ヒアリングでは、強度行動障がい者あるいは、痰吸引、胃ろうなどの医療的ケアが必要な重度の障がい者には施設入所支援が必要であるとの意見が挙げられております。

加えて、いわゆる親亡き後に不安を抱える保護者などからは市内の施設建設に係る要望が多数あります。

施設及びサービスの状況につきましては、入所施設は、市内に1か所のみで、対象も身体障がい者が主な入所対象となっており、知的障がい者には対応できていない状況となっております。

グループホームについては、市内に27か所あるものの、簡易な設備のものが多く、主に中軽度の方を対象としているため、重度の方の受入れは困難な状況となっております。

地域移行に必要な環境整備、地域生活支援拠点の整備については、十分な体制整備には至っておらず、機能強化が必要な状況となっております。

本公募は、上記の課題解決をするべく、本市における施設の整備・運営について広く民間事業者から質の高い事業提案を募集し、公民連携の手法により民間のノウハウと技術等を活用し、もって、それぞれのニーズや課題を解決する、地域課題解決型高機能グループホームを整備し、市民の福祉の増進を目指すものです。

#### (2) 事業予定地の概要

所在地(地番)	草加市柿木町1214番地1・1214番地2 1215番地4・1215番地5
用途地域	市街化調整区域
敷地面積	2520.90㎡
建ぺい率	50%
容積率	100%
道路幅員による高さ制限 (勾配)	1.25

隣地境界線の高さ制限	H=20m $\alpha=1.25$
土地所有者	草加市
防火地域	指定なし
現状の土地状況	令和5年(2023年)8月1日現在、事業予定地はビニールハウス2棟、H型鋼鉄骨ハウス1棟及び給水用の井戸が設置されていますが、令和5年度内に草加市で撤去し、更地にする予定です。 また、撤去後、防草シートを設置する予定です。
地下埋設物	令和5年(2023年)8月1日現在、地下埋設物は確認されておりません。 ただし、施設建設に支障となる地下埋設物等が確認された場合、別途市と協議することとします。

～事業予定地の周辺状況～



※別添「公図」をご参照ください。

【事業予定地の今後】

- ・事業予定地について、都市計画マスタープランでは地域活性化ゾーンとして、市内全体との機能や入

居者の定員数のバランスを考慮し、必要な規模の社会福祉施設の立地を許容しております。

- ・現在都市計画マスタープランの見直しをしており、事業予定地の北側について、乱開発の抑制と自然と調和した計画的な土地利用を実現するために、市街化区域への編入を視野に入れた土地活用の検討をしております。
- ・草加市が位置する中川・綾瀬川流域では、特定都市河川浸水被害対策法に基づく河川等の指定に向けた検討が行われています。
- ・指定されると、関連法律や条令等に基づき、雨水流出抑制対策や土地利用規制などによる浸水被害の軽減・防止、安全確保等の措置を講じることとなります。  
(具体的には、開発や建築行為等において、盛土・切土や雨水貯留浸透施設の設置、居室の床面の高さ、洪水等で倒壊しない構造等に関する事柄について、新たな基準により厳しくなる可能性があります。)
- ・事業予定地には、下水道が布設されていません。

(3) 地域課題解決型高機能グループホーム整備、運営する施設及び規模等

当該施設に関する具体的な機能及び条件は、次を参考に、事業者が詳細内容を提案してください。

機能	内容
施設で運営する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活援助（日中サービス支援型）、短期入所 ※上記事業の実施は最低限の条件。その他障害福祉サービスを1事業以上実施してください。</li> <li>・地域生活支援拠点の機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門人材の確保・養成、地域づくり）のうち、「緊急時の受入れ・対応」の登録に加え、その他の1機能以上を登録することが条件です。</li> </ul>
定員	20名以上
利用対象者	・最重度・重度の障がい者（強度行動障がいがある者又は医療的ケアが必要な者への対応を含む。以下同じ。）
設備等	・最重度・重度の障がい者に対応する居室、設備、備品等を有することが条件です。

※共同生活援助等の整備に関しては、関係する法令に基づく設備基準等を満たすことが必要です。

※利用者(入居者)の選定方法については、市に協議の上、決定することとします。

(4) 開設時期等

令和9年（2027年）4月を目安に開所してください。

選定事業者の責によらない事由などのやむを得ない状況で当該時期に開設できない場合は、別途市との協議により開設時期を決定します。なお、開設時期の遅延等により選定事業者が損害等を被った場合、市はその損害に対する補償を行いません。

選定事業者が、地域課題解決型高機能グループホームを廃止又は休止しようとする場合、事前に相当期間の余裕をもって市に協議し、承認を得ることとします。

(5) 事業予定地の貸付条件等

市が事業予定者と事業予定地を使用貸借契約(20年間(無償貸与))を締結し、事業予定地を借り受けることになった事業者に土地及び建築物の運営及び維持管理を行っていただきます。

敷地	普通財産
形態	使用貸借契約 (※20年後に一般定期借地契約に切り替えます。)
貸借期間及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"><li>・当初は、使用貸借契約(20年間(無償貸与))を締結します。契約締結は、建設工事(施設竣工)を実施する年度に行うことを想定していますが、具体的な時期については、別途市と協議することとします。</li><li>・使用貸借期間が終了後、一般定期借地契約(50年間)を締結します。また、借地料の金額及び支払時期は、別途市と協議し、決定することとします。なお、借地料の算定は、不動産鑑定評価を基に算出いたします。</li></ul>
用途の指定	事業者は、本事業の用途以外で本件土地を使用することはできません。
権利等	<ul style="list-style-type: none"><li>・本件土地の借地権を譲渡・転貸することはできません。</li><li>・本件土地に担保権を設定することはできません。 (一般定期借地契約を締結した場合)</li></ul> 本件土地の借地権は定期借地権とし、地上権は設定しないでください。
契約の満了	当初の使用貸借契約満了時には、一般定期借地契約(50年間)を締結します。ただし、事業者の責めに帰すべき事由等やむを得ない事由により、一般定期借地契約の締結を行わない場合、詳細は市との協議において定めませんが、事業者は、原状復旧の上、市に返却するものとしします。
契約の解除等	事業者の責めに帰すべき事由等やむを得ない事由により、本事業の終了に伴い本件土地の使用貸借契約を途中解約する場合は、以下の定めによるものとしします。 <ul style="list-style-type: none"><li>・24か月前までに市に書面で申し入れ、承諾を得ること。</li><li>・事業者の負担により、本件建物を解体撤去し、更地にして市に返還すること。ただし、市からの求めがあった場合は、建築物の取扱いについて協議を行うこと。</li></ul>

(6) 市と事業者の分担の考え方

① 業務分担

主要分類	主な業務項目	業務	
		市	事業者
施設の設計、建設に関する業務	地質調査業務		○
	施設の設計・建設業務		○
	外構施設の設計・建設業務		○
	建設に係る地域住民への説明	○	○
維持管理に関する業務 (保守、修繕・更新、その他)	施設の維持管理		○
	共用部分の維持管理		○
	外構施設の維持管理		○
運営に関する業務	市の事業との連絡・調整	○	
	地域住民・地域団体等への事前説、 協働の調整等	○	○
	施設の運営		○

② リスク分担

本事業に関して予想されるリスクとリスク分担は、原則として次のリスク分担表によるものとします。下表に記載のない事項については、必要に応じて市と協議し、決定するものとします。

リスクの種類		内容	リスク分担	
			市	事業者
制度関連リスク	法令等の変更	法制度の新設・変更(税制度含む。)に関するもの		○
	許認可取得	許認可の遅延に関するもの(事業者が申請・取得するもの)		○
社会リスク	環境問題	事業者の工事・業務に起因する有害物質の排出、騒音・振動等の環境問題に関するもの		○
経済リスク	金利変動	金利の変動によるもの		○
	物価変動	インフレ・デフレによるもの		○
施設整備・改修 リスク	設計変更	事業者の提案内容に関するもの		○
	工事	施設整備・改修に関するもの		○
維持管理・運営 リスク	維持管理・運営	維持管理・運営に関するもの		○
	需要変動	利用者の増減によるもの		○

災害リスク	地震、台風、水害、その他自然災害等の不可抗力によるもの		○
-------	-----------------------------	--	---

(7) 補助制度

施設整備に当たっては、次の補助制度があります。

ア 障害児(者)施設整備費補助金(国及び埼玉県)

イ 草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金(詳細は、別添資料を参照ください。)

→補助対象経費は、グループホーム整備に係る工事費等で整備の事前に行う実施設計等は補助の対象とはなりません。

→事業予定者は、令和5年度(2023年度)に補助金交付申請をいただき、原則、補助金は工事竣工後の交付となります。

※補助協議については、国及び埼玉県と草加市とは、別審査となり、本案件では、国及び埼玉県への補助金(障害児(者)施設整備費補助金)申請が必須となります。

3 参加資格

本業務に係る提案に参加する者は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

- ① 法人格を有する者
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に基づく主に知的障がい者を対象とした障害者支援施設及び共同生活援助(介護サービス包括型又は日中サービス支援型)の用に供する施設を3年以上、管理運営している実績があること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 草加市の指名停止等の措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生又は更生手続を受けていないこと。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合、当該取消しを受けてから5年を経過していること。(ただし、施設の民営化や統廃合、法人格の変更に伴う指定の取消しを除く。)
- ⑦ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下でないこと。
- ⑧ その代表者等(法人にあってはその役員(非常勤を含む。))及び経営に事実上参加している者をいう。)が暴力団の構成員等でないこと。
- ⑨ 市区町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。
- ⑩ 経営難など経営破綻に陥る可能性が高いと認められる若しくは、その他経営姿勢に重大な問題が認められる状態でないこと。



#### 4 スケジュール

(1) 質問提出期限

令和5年(2023年)10月6日(金)

(2) 質問回答

令和5年(2023年)10月20日(金)

(3) 参加表明

令和5年(2023年)10月31日(火)

(4) 提案書・見積書提出期限

令和6年(2024年)1月9日(火)

(5) プレゼンテーション

令和6年(2024年)1月22日(月)

※時間、場所等は、対象となるプレゼンテーション参加事業者に別途通知します。

(6) 事業予定者の決定

令和6年(2024年)2月上旬

#### 5 参加表明書の提出及び書類審査

本業務に係る提案に参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出し、書類審査を受けるものとします。

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式1)

② 事業者の概要等(様式2)

③ 事業運営実績報告書(様式3)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に基づく主に知的障がい者を対象とした障害者支援施設及び共同生活援助(外部サービス利用型を除く。)の用に供する施設を3年以上、管理運営している実績があることが分かるように運営施設について、記載してください。

なお、記載いただきました施設等については、パンフレット等当該施設等の概要が分かるものを添付してください。

④ 経営状況を証明する書類(任意様式)

参加表明書(様式1)に記載している【添付資料】をご確認いただき、参加表明書(様式1)に添付してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本13部(正本は原本、副本は写し)

各部、ファイル等で提出書類一式をまとめてご提出ください。

(3) 提出方法

持参のみ

(4) 提出期限

令和5年（2023年）10月31日（火）午後5時まで（土・日・祝を除く。）

(5) 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 書類審査

地域課題解決型高機能グループホーム整備等事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表に定める評価基準により、上記(1)の審査を実施します。

通知書は令和5年（2023年）11月30日（木）までに発送する予定です。

6 提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、参加資格を確認し、書面により提案書の提出を要請します。

なお、参加表明書を提出する業者が多数あった場合には、選定委員会において、別表に定める選定基準により7(1)の書類審査を実施し、提案者を制限することがあります。この場合、提案者とならなかった者には、書面によりその旨を通知します。

7 提案書の提出

上記6により提案書の提出を要請された業者は、次のとおり提案書等を提出するものとします。

(1) 提出書類

① 提案書（様式4）

② 提案の詳細（任意様式）

施設整備及び施設運営に分け、別表の選定基準の各項目に準じ作成※してください。

※ 形式は、特段問いませんが、施設の全体像が分かるよう図式したものを作成してください。また、簡潔で分かりやすい記述をお願いします。

※プレゼンテーション当日は、別表の選定基準の項目ごとに説明していただきます。

③ 工程表（任意様式）

施設整備（基本設計、実施設計等）から施設運営までの工程表を作成してください。

形式は、特段問いませんが、施設整備年度から施設開所までの工程が分かるよう作成してください。

④ 配置予定者調書（様式5）

施設整備及び施設運営について、担当者ごとに作成してください。業務実績については、本業務との類似性、担当区分・業務内容との関連性が分かるように記載してください。

⑤ 参考見積もり（任意様式）

施設整備のための基本設計及び実施設計の費用、工事着工から竣工（施設が運用できる初度整備費を含む。）までの費用がそれぞれ分かるように作成してください。

⑥ 地域課題解決型高機能グループホームの運営に関する収支予算書（参考様式）

施設整備後の運営の収支について収入の部、支出の部※が分かるように施設運営年度から向こう5か年の収支予算書を作成してください。

(2) 提出部数

正本1部、副本13部（正本は原本、副本は写し）

各部、ファイル等で提出書類一式をまとめてご提出ください。

(3) 提出方法

持参のみ

(4) 提出期限

令和6年（2024年）1月9日（火）午後5時まで（土・日・祝を除く。）

(5) 受付時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

## 8 提案に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出

提案書等に関する質問がある場合は、質問書（様式6）に質問事項を記載し、電子メールに添付して提出してください。メールの件名は「地域課題解決型高機能グループホーム整備等に係る公募型プロポーザルに関する質問（質問者名）」としてください。電話や窓口での質問は受け付けません。

なお、電子メール送信後、確認のため電話による連絡をお願いします。

(2) 受付期間

公告の日から令和5年（2023年）10月6日（金）午後5時まで（土・日・祝を除く。）

(3) 質問に対する回答

提出された質問事項を取りまとめの上、参加表明書を提出した全事業者に対し、令和5年（2023年）10月20日（金）までに電子メールで回答する予定です。

回答に対する再質問は原則受け付けません。また、募集要領や様式の欄外に明記している場合には回答しないことがありますのでご了承ください。

## 9 プレゼンテーションの実施

提出した提案について、選定委員会に対しプレゼンテーションを行っていただきます。

(1) 実施予定日

令和6年（2024年）1月22日（月）

※時間、場所等は、対象となる業者に別途通知します。

(2) 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

出席者は、原則として代表者、責任者とします。

なお、コンサルタント・貴社と業務提携をしている業者は認めません。

(3) 持ち時間

機器の接続、質疑応答20分程度を含め、1時間以内を予定しています。

持ち時間は業者数により、変更する場合があります。

(4) その他

プレゼンテーションは提出した提案に沿って行うこととし、提案内容の説明等を行うものとしま

す。プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンについては市で準備します。プレゼンテーションに必要なその他の機器については、提案者で用意してください。

#### 10 整備候補者の選定

選定委員会により、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価し、評価点数が最高得点となった者を整備候補者として選定します。ただし、最高得点となった者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、選定します。

なお、最高得点となった者が選定委員会が定める基準点に満たなかった場合は、整備候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募します。

##### (1) 選定基準

別表に定めるとおりです。

##### (2) 選定結果の通知

選定委員会による選定結果は、プレゼンテーション参加事業者全てに書面で通知するとともに、市のホームページで公開します。

なお、プレゼンテーションに応募した時点でホームページの公開にも了承したものとします。

#### 11 協定の締結

上記10で選定された者と協定の締結の交渉を行います。協定が成立しない場合は、選定委員会による評価点数が高い者から順に、協定の締結の交渉を行います。

なお、本提案が採用されたことをもって、提案した全ての内容について協定の内容に含むことを保証するものではありません。協定の内容については市と協議の上、決定します。

#### 12 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とします。

- (1) 提出書類が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) その他、本募集要領において示した条件等を満たしていない場合

#### 13 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等の本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類等について、事業予定者選定までの間は、記載内容の追加及び変更は、原則として認めません。
- (3) 提出された書類等は、一切返却いたしません。
- (4) 提出された書類等は、本プロポーザルで必要な場合は、複製することがあります。提案者に無断で本プロポーザル以外に使用することはありません。
- (5) 提出された書類等については、草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）の規定に基づく開

示請求があった場合には、対象文書として原則開示する場合があります。

- (6) 配置予定者調書に記載した内容は、原則として変更できません。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に市の了解を得るものとします。この場合、変更前と同等以上の能力を有する者としてください。
- (7) 正当な理由がなくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格とします。

#### 14 担当部署

草加市健康福祉部障がい福祉課障がい福祉係

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

TEL：048-922-1436（直通）

FAX：048-922-1153

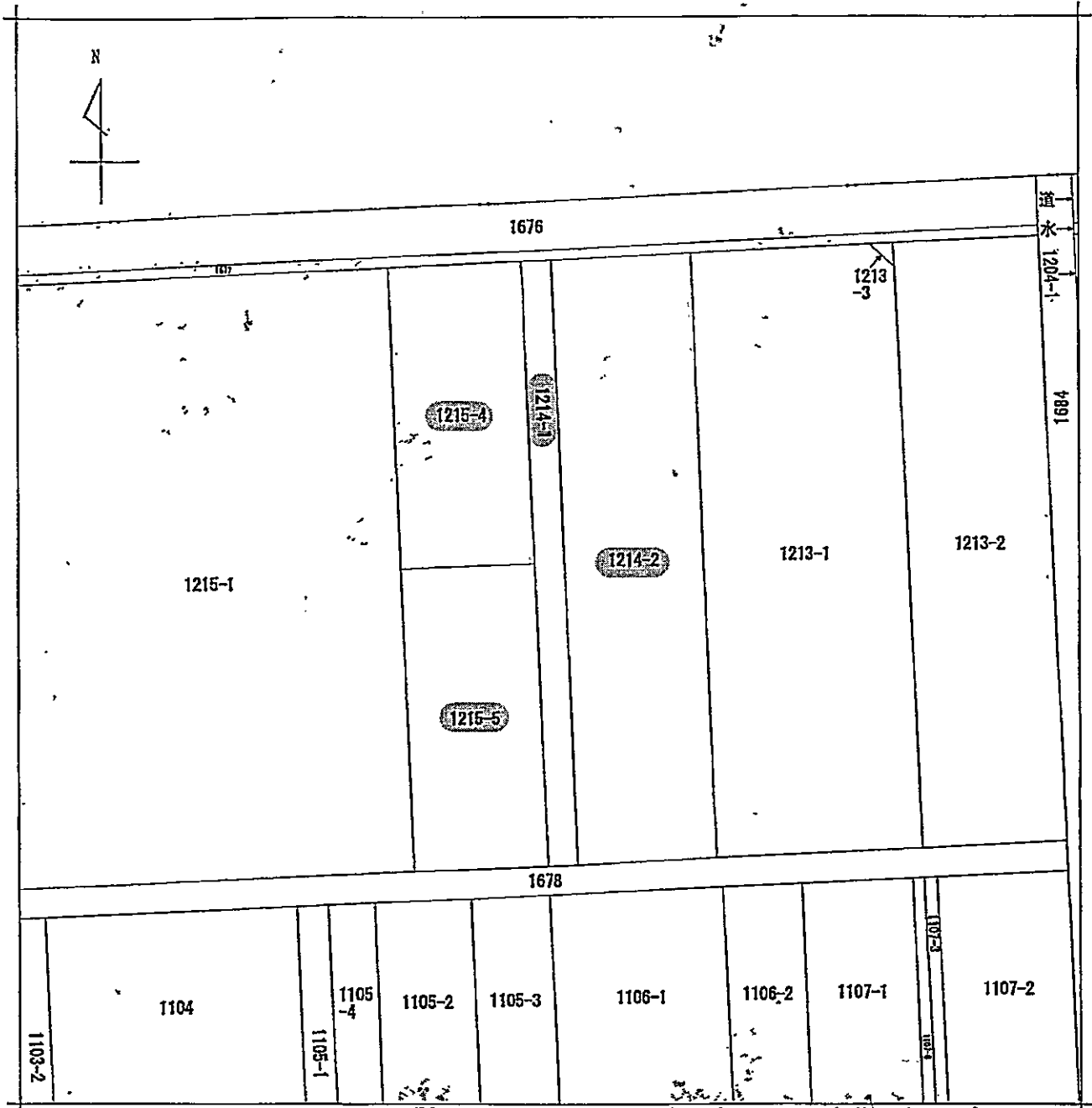
電子メール：[shogai Fukusi@city.soka.saitama.jp](mailto:shogai Fukusi@city.soka.saitama.jp)

※本プロポーザルに関する書類の提出、質問等は全て上記担当部署で受け付けます。各種様式等は全て草加市ホームページからダウンロードしてください。

別表(選定基準)

No.	項目		評価の視点・基準
1	業務実績	業務実績	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条に基づく主に知的障がい者を対象とした障害者支援施設及び共同生活援助(外部サービス利用型を除く)の用に供する施設を3年以上、管理運営している実績があるか。
		経営の安定性	過去3か年分の決算関係書類及び事業報告書又はこれらに類する書類から法人の経営状況が安定しているか。
2	業務実施体制	配置予定者の実績・能力	配置予定者が、本業務に関係する実績を有しているか。
		運営体制	適切な人員配置及びバックアップ体制が取られており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。
3	実施計画	工程・資金運用の計画	実現可能な「工程・作業計画」及び「資金運用計画」が明確に示されているか。
4	ソフト面	支援対象者・定員について	支援対象者及び定員が明確に提示されているか。また、支援対象者の特性について明確に提示されているか。
		支援内容について	支援対象者に対するサービス提供体制が明確に提示されているか。また、支援対象者の特性に応じた支援内容が明確に提示されており、その支援内容が特性に応じた支援内容となっているか。
		事業者提案の障害福祉サービスについて	事業者提案の障害福祉サービスが明示されているか。また、その障害福祉サービスは、当市の政策課題を解決しているものとなっているか。
		事業者提案の地域生活支援拠点等について	事業者提案の地域生活支援拠点等の機能について明示されているか。また、その地域生活支援拠点等の機能は、当市の政策課題を解決しているものとなっているか。
5	ハード面	施設全般について	提案をうけた施設が障害福祉サービスの指定に係る法令に基づいた施設となっているか。また、利用者等に配慮した施設となっているか。
		支援対象者に対応した施設整備について	4「ソフト面」で提示を受けた支援対象者を受け入れる施設として、適切な施設整備計画となっているか。また、安全面に配慮した施設となっているか。
		サービス提供スペース等について	4「ソフト面」で提示した「ソフト面」で提示を受けた障害福祉サービス及び地域生活支援拠点等のサービス提供スペースや職務執行スペースは適切か。また、利用者等に配慮されているか。
6	事業者評価	地域交流について	地域住民等と関わりや地域貢献をする提案はあるか。
		上記以外の提案について	上記の他、市にとって効果的・効率的となる提案や、事業者が提案するサービス等があるか。
		プレゼンテーションについて	提案内容が分かりやすく、質問に対して適切な応答を行い、業務を成功させようという意欲が感じられるか。

※公図を一部加工しています。



縮尺目安 500分の1

# 草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付要綱

（令和 5 年 7 月 2 0 日  
告示 第 6 7 8 号）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 6 2 年規則第 4 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、草加市障害者訓練農場跡地の活用及び地域課題解決型高機能グループホーム整備方針（令和 5 年 3 月 3 0 日付け市長決裁）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 7 項に規定する共同生活援助の用に供する施設であって同整備方針に合致する施設（以下「地域課題解決型高機能グループホーム」という。）の整備を促進するため、地域課題解決型高機能グループホームの整備に要する経費を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

## （補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、地域課題解決型高機能グループホーム整備等事業者選定委員会設置要綱（令和 5 年 7 月 1 9 日施行）第 7 条の規定により選定を行い、地域課題解決型高機能グループホーム整備等事業者として市長が決定した事業者とする。

2 草加市障害者グループホーム整備事業補助金交付要綱（平成 2 8 年告示第 5 7 2 ー 2 号）の規定による補助金の交付を受ける者は、補助対象外とする。

## （補助対象経費等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助上限額及び補助金交付額は、別表のとおりとする。

2 別表に規定する費目であっても、審査の結果、地域課題解決型高機能グループホームの整備に要する経費として適当と認められない費用は、補助対象経費としないものとする。

## （交付の申請）

第 4 条 規則第 4 条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出し



なければならない。

(交付決定通知)

第5条 規則第8条の規定による通知は、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付決定・否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(概算払)

第6条 市長は、事業の進捗を図るため必要があると認めるときは、補助金交付決定額のうち必要と認められる額で補助金の概算払をすることができる。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付を請求しようとするときは、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認申請)

第8条 規則第7条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金変更等承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付額確定通知書（第7号様式）によるものとする。

(決定の取消通知)

第11条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）によるものとする。

(関係書類の保管期間)

第12条 規則第19条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する

会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の見直し)

第13条 補助金は、令和7年度までに見直しを行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費	補助上限額	補助金交付額
地域課題解決型高機能グループホーム整備に係る工事費、委託費及び備品購入費並びに開設準備に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、旅費、役務費、委託費	170,000,000円	対象経費の実支出額から寄附金及び公益団体等の補助金又は助成金(国及び県の補助金を除く。)の額を控除した額に1/3を乗じて得た額から国及び県の補助金の額を控除して得た額と補助上限額とを比較して少ない方の額のうち予算の範囲内において市長が定める額とする。

第1号様式（第4条関係）

草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付申請書

年 月 日

草加市長

宛て

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

㊟

電話・FAX番号

次のとおり、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 整備計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

次の事項について同意します。（同意の場合に□にチェック）

草加市補助金等の交付手続等に関する規則及び草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付要綱が適用されること。

第2号様式（第5条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付決定・否決定  
通知書

年 月 日付けで申請のありました地域課題解決型高機能グループホーム  
整備費補助金の交付について、次のとおり決定・否決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定額（概算払・精算払） 円
- 2 交付決定内容
- 3 否決定の理由

第3号様式（第7条関係）

草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付請求書

年 月 日

草加市長

宛て

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

㊞

電話・FAX番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金について、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額（概算払・精算払） 円

2 振込先口座

金融機関名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	フリガナ

第4号様式（第8条関係）

草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金変更等承認申請書

年 月 日

草加市長

宛て

所在地

申請者 法人名

代表者

㊞

電話・FAX番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金の内容について、次のとおり変更・中止したいので、承認を受けたく申請します。

1 変更等の内容

2 変更等の理由

※変更の内容に応じて必要な書類を添付してください。

第5号様式（第8条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

草加市長



草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のありました草加市地域課題解決型高機能グループ  
ホーム整備費補助金の内容の変更等について、次のとおり承認しましたので通知します。

変更等承認の内容

第6号様式（第9条関係）

草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金実績報告書

年 月 日

草加市長

宛て

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

㊟

電話・FAX番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた草加市地域課題  
解決型高機能グループホーム整備費補助金について、次のとおり関係書類を添えて実績を  
報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 添付書類

- (1) 整備実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類



第7号様式（第10条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

草加市長



草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金の交付額について、次のとおり確定しましたので通知します。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 補助金交付額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |
| 3 返 納 額  | 円 |

第8号様式（第11条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

草加市長



草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金交付決定取消通知書

次の理由により、草加市地域課題解決型高機能グループホーム整備費補助金の交付決定を取り消しましたので通知します。

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由